

指定管理者の候補者の選定結果について

1 対象施設

十和田湖特定環境保全公共下水道（十和田市大字奥瀬字十和田361-4外）

2 指定管理者の候補者名

（財）青森県建設技術センター（青森市中央三丁目21-9）

3 選定理由

青森県下水道施設指定管理者審査委員会の審査の結果、（財）青森県建設技術センターが指定管理者として最も優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とする。

候補者の評価内容

- ・管理運営方針及び要求水準を遵守するための方策において、具体的な提案がなされているほか、公の施設を県の代行者として管理するという認識が強く認められるなど、施設の設置目的及び県が示した管理の方針を十分理解し、県民の適正な利用が確保されるものと見込まれる。
- ・水処理施設、汚泥処理施設及びポンプ場施設の運転監視操作について、現在の管理状況を踏まえた事業計画が具体的に示されており、施設の維持管理の内容に的確性が認められ、その実現の可能性も高く、施設の効用が適正に発揮されるものと見込まれる。
- ・施設の管理状況を踏まえた提案となっており、収支計画と事業計画の整合性と実現可能性が高いほか、運営実績に優れ、施設を適正かつ安定して管理運営する能力が優れていると認められる。
- ・県内に主たる事務所を置く団体であり、県内の産業・雇用の確保に配慮されている。
- ・全体にわたり、適正な管理のために必要な提案がなされ、指定管理者の候補者として他の団体より優れた団体であると認められる。

4 申請者数

7団体

5 選定の方法

(1) 審査基準及び配点

○ 選定基準 ・審査基準	配点
1 県民の適正な利用が確保されること。 ・施設の設置目的 ・県が示した管理の方針	10
2 施設の効用が適正に発揮されること。 ・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性 (施設管理の方法、安全管理の方法、運転管理業務の実施方法、水質検査業務等の実施方法、災害等への対応方法)	25
3 施設の効率的な管理 ・施設の管理運営に係る経費の内容	20
4 施設を適正かつ安定して管理運営する能力を有していること。 ・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性 (収入、支出の積算と事業計画の整合性) ・安定的な運営が可能となる人的能力 (人員体制、有資格者の配置、職員採用・確保の方策、職員の指導育成、研修体制) ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 (団体の財務状況、事業悪化の場合の対応策)	20
5 県内の経済・雇用への配慮 ・県内の産業振興、県内からの雇用の確保に配慮されている (申請者が県内に主たる事務所を置く団体であるか)	25
(合計)	100

(2) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

(3) 審査委員

- 委員長 羽原 伸 (青森県県土整備部長)
委員 若山恵佐雄 (税理士)
委員 金子 均 (日本下水道事業団技術支援課長)
委員 佐藤 久 (八戸工業大学講師)

委員 鹿内 隆文 (弘前市都市開発部長)
委員 風穴 義一 (八戸市下水道事務所長)
委員 竹内 剛 (青森県監理課長)
委員 田村 義行 (青森県都市計画課長)

(4) 審査の経過

平成17年 5月23日 第1回審査委員会 (審査基準等の決定)
平成17年 9月12日 第2回審査委員会 (書類審査)
平成17年 9月20日 第3回審査委員会 (ヒアリングによる審査)